

## 制限付一般競争入札公示

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年5月2日

酒々井町長 小坂 泰久

## 1 入札に関する事項

- (1) 工事名 尾上浄水場電気設備更新工事  
 (2) 施工場所 印旛郡酒々井町尾上194-1他  
 (3) 工期 契約日の翌日から平成24年3月23日まで  
 (4) 事業概要

## ア 目的

尾上浄水場の老朽化した電気設備・監視制御設備を更新するもので、今年度は、1号系受変電設備と1号系自家発電設備を更新し、あわせて、監視制御設備の機能増設も行うものとする。

また、NO4配水ポンプ、ろ過ポンプ等の電源系統も変更する。

同時に取水井については、4号・5号取水井を現地受電に切替える。

## イ 規模等

## 【1号系受変電設備更新】

(新設機器) 1号系主変圧器盤	1面
1号系電源切換盤	1面
1号系動力・照明盤	1面

(撤去機器) 引込盤・受電盤・切換盤・低圧盤・直流電源盤変圧器

## 【監視制御機能増設】

中央コントローラ盤	1式
ろ過機制御盤	1式
1号系自動制御盤	1式
400V動力盤	1式

## 【1系自家発電設備更新】

(新設) ディーゼル発電機(90KVA)	1台
(撤去) 既設ディーゼル発電機	1台

## 【4号・5号取水井電気設備更新】

(新設機器) 引込計器盤	各1面
取水ポンプ盤	各1面

(撤去機器) 取水ポンプ盤・屋外スタンド盤

- (5) 予定価格(事後公表)  
 (6) 低入札調査基準 価格設定 無

(7) **最低制限価格 無**

(8) 入札の方法

**本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により執行する。**

ア **入札金額の提出期限内に、入札金額及び入札金額内訳書を電子入札システムにより提出すること。**なお、入札回数は再度入札を含め2回とする。

イ 入札の入札金額には、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。

ウ **入札金額内訳書には、事業名、事業場所、商号又は名称、入札日、入札金額の内訳及びその合計金額（原則として、入札書の入札金額と一致するものとする。）を明記すること。**

(9) 開札の方法

開札は、立会人の立会いのもと公開して行う。ただし、開札会場にその他の事情により傍聴人の数を制限することがある。

(10) 落札者の決定

ア **予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。**

イ 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は1回限りとする。

ウ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

(11) 入札の不調

開札（再度入札を含む。）の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は不調とする。ただし、最低価格の入札をした者の意思を確認し、随意契約の見積参加意思を表した者から見積書を徴し、予定価格以内のときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結するものとする。

(12) 落札価格の決定

入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) **登録業種に関する条件**

ア **平成22・23年度の酒々井町建設工事等入札参加業者資格者名簿の電気工事及び水道施設工事に登載されているものであること。**

イ **建設業法に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績がある者であること。**

ウ **最新の総合評定で電気工事に係る評定が1,000点以上の者であること。**

(2) **登録地区に関する条件**

ア **県内に本店又は建設業法に基づく許可を受けた営業所がある者であること。**

(3) **事業経験に関する条件**

ア 過去10年間に、配水量9,100<sup>m</sup>³/日以上<sup>m</sup>³/日以上の浄水場又は配水場の高圧受変電設備、監視制御設備、ろ過・取水制御設備の更新又は新設工事を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。ただし、共同企業体による実績の場合は、代表構成員としての実績とする。

(4) 配置技術者等に関する条件

ア 1級電気施工管理技士の資格を有する者で監理技術者資格証を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本事業に専任で配置できる者であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。「施行令」という。）第167条の4に規定するもののほか、次に掲げるいずれかに該当しない者であること。

ア 酒々井町建設工事請負業者等指名停止基準（平成11年酒々井町告示第55号）に基づく指名停止を公示日から入札（開札）までの間、受けていない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定するもののほか、次に掲げるいずれかに該当しない者であること。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該工事の入札前6月以内に手形、小切手を不渡りした者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者も含む。）

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者。

(エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

ウ 同一人が代表者となる法人は、重複して入札参加申請をすることができない。

エ 事業共同組合等が入札参加申請する場合は、当該組合等の構成員は単独で入札参加申請をすることはできない。

### 3 入札参加申請に関する事項

(1) 申請期間 平成23年5月2日（月）午前9時から

平成23年5月11日（水）午後4時まで

（ただし、午前零時から午前7時までを除く。）

(2) 申請方法 次の書類に必要事項を申請期間内に入力し、申請期間中に「ちば電子調達システム」の添付機能を利用して添付し、電子システムにより申請すること。

アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp>

(3) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（町指定様式）

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 本事業と同種でおおむね同規模と認められる事業実績が確認できる書類（契約書の表部分、設計書の業務規模記載部分）の写し

エ 建設業許可証明書の写し

- オ 特定建設業の許可書の写し
- カ 誓約書（町指定様式）
- キ 配置技術者予定者の資格者証及び恒久的な社員としての証明書（健康保険証等）  
上記、ア及びカの町指定様式については酒々井町ホームページ「酒々井町入札情報」及び「ちば電子調達システム」の入札情報サービスからダウンロードするものとする。

#### 4 資格の確認

- ア 入札参加資格の確認通知は、平成23年5月18日（水）午後4時00分までに電子入札システムにより通知する。 なお、入札参加資格がないとされた者は通知を送信された日から3日以内に書面をもって、財政課長に対し説明を求めることができる。
- イ 理由は、説明を求められた日から3日以内に書面で回答する。

#### 5 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 設計図書等を示す場所  
酒々井町ホームページの酒々井町入札情報 <http://www.town.shisui.chiba.jp/>  
又は、ちば電子調達システムの入札情報サービス  
<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp>
- (2) 期間  
平成23年5月2日（月）から平成23年5月11日（水）まで
- (3) 設計図書等に対する質問  
設計図書等に対する質問書の提出は書面にてFAXにより次のとおり行うものとする。なお、質問がない場合は、質問書の提出は要しない。
  - ア 提出日時 平成23年5月13日（金）午前9時から正午まで
  - イ 提出先 上下水道課  
電話 043-496-7725 FAX 043-496-6443
  - ウ 質問に対する回答は、平成23年5月16日（月）に時間を指定したうで行う。

#### 6 入札書の提出に関する事項

- (1) 提出期間 平成23年5月20日（木）午前9時00分から  
平成23年5月26日（木）午後4時00分まで
- (2) 提出方法 入札金額を入力し、併せて「入札金額内訳書」を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付し、電子入札システムにより提出すること。

#### 7 入札（開札）執行の場所

- (1) 場所 酒々井町役場中央庁舎3階会議室
- (2) 日時 平成23年5月27日（金）午前11時30分から

#### 8 入札の無効

無効となる入札者は、酒々井町電子入札約款（試行）第6条各号に定めるとおりとする。

## 9 その他の事項

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金  
契約を締結するときは、契約金額の10分の1以上の額の契約保証金は納めなければならない。ただし、履行保証保険に加入すること又は公共工事履行保証証券の発行を受けることにより、これを免除する。
- (3) 前払金 有
- (4) 部分払 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 立会人は、入札参加者の中から抽選により1名を選択する。選択された立会人へは電話又は電子メールにより通知する。通知を受けた立会人は、これを辞退することができる。立会人が辞退した場合には、入札に関係ない職員をもって立会人に充てる。
- (7) システム障害等  
ア 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。  
イ 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本町の承諾を得て紙入札に変更することができる。
- (8) 入札参加資格確認資料作成の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (9) 提出された入札参加資格確認資料の事情聴取は、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合を除き、実施しない。
- (10) 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。

### 10 契約の締結について

- (1) 本件は議会の議決を要するので、仮契約を締結し、議決を受けたときに本契約が成立する。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を第三者に譲渡してはならない。

### 11 前払金

設計金額が5百万円以上の土木建設工事等に関する工事は、請負金額の100分の40、その他、設計、調査又は測量は100分の30を限度として、請求により支払う。

### 12 問い合わせ先

- (1) 公示の内容 財政課 管財班 TEL 043-496-1171
- (2) 工事の内容 上下水道課 工務班 TEL 043-496-7725